

愛川町立高峰小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和7年3月改定

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条>

法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。」とされている。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と補足されている。

高峰小学校では、法の定義や国や神奈川県及び愛川町の基本方針に基づいて子ども本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

(2) いじめに対する基本認識

○いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。

○いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。

○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。

○いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級等の所属集団の構造上の問題でもある。

○いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

○いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

(3) いじめ防止等の対策に関する基本理念

○いじめ防止対策推進法第4条にて、学校に在籍する児童の間でのいじめは禁じられており、加害児童等に対する懲戒処分、出席停止についても明記されている。

○「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有する。そして、すべての児童がいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組む。

○学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こり得ることから、地域全体で子どもを見守る。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市町村、県及び国が連携して取り組む。

○学校は、すべての子どもが安心して学習・その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。

- 学校は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教える。また、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組む。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進める。
- いじめ対策には、未然防止・早期発見・早期対応が基本である。解決には担任だけでなく、学年・学校が全体（チーム）となって、取り組むことが重要である。また、被害者だけでなく、加害者への指導も学校全体で取り組む。

2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内 容	・ いじめ基本方針の確認	・ クラス目標設定 ・ 家庭訪問 ・ 児童指導全体会	・ いじめのない学校づくり児童会スローガンづくり ・ 横浜プログラム（ローモ）アンケート及び生活アンケート ・ 二者面談月間 ・ ピンクシャッター	・ YLPアンケート	・ 小中連携会議 ・ YLPアセスメント（研修会）	・ 生活アンケート ・ 二者面談月間 ・ 実践プログラム実施	・ イイトコメガネ ・ 教育相談		・ 学校アンケート ・ 実践プログラム実施 ・ 人権週間	・ 横浜プログラム（ローモ）アンケート及び生活アンケート ・ いじめ基本方針の見直し ・ 二者面談月間	・ 児童指導全体会（いじめ防止全体会） ・ ピンクシャッター ・ 実践プログラム実施	・ 年間の活動反省

（未然防止＝青文字 早期発見＝赤文字 その他（取組点検・評価などの機会＝黒）

(2) いじめ防止等の対策のための組織

①「校内いじめ対策推進委員会」：年3回 4月・5月・2月（いじめ防止対策推進法22条）

（構成員）校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、教育相談CO、養護教諭

（内容）

○学校いじめ防止基本方針・年間計画の計画立案・検証。

○「校内いじめ防止全体委員会」（児童指導定例会・月1回）の運営。

○いじめ対応についての共通理解を図る。

○毎月児童のスクリーニングを行い、情報収集を行う。（毎月のグループ会議）

○アンケートの集約結果をもとに、情報収集やいじめの判断を行う。

（7月・10月・2月のグループ会議）

②「日常点検組織」：月1回

（構成員）全職員

（内容）

- いじめに関する相談・通報に対応。
- アンケート等による情報収集やいじめの判断を行う。
- いじめ事案の対応協議や経過報告を行う。

③「校内いじめ問題調査委員会」：重大事態に対応

（重大事態発生時（いじめ防止対策推進法28条））

（構成員）校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、教育相談CO、養護教諭

（SC,SSW,SSWS、支援教育アドバイザー、学校教育相談員、児童相談所、
町社会福祉課、主任児童員、民生委員児童委員、警察等、事案内容によっ
て校長が任命）

（内容）

- 重大事態と思われるいじめ事案の調査。
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、
適時・適切な方法で情報提供や説明を行う。
- 愛川町教育委員会に報告をする。

（3）いじめの未然防止

- 児童相互と教職員の間で、日頃から信頼関係を構築する。（年3回の二者面談月間の実施）また、情報の収集に努め共有する。
 - 進んであいさつをするなど、基本的生活習慣を確立させるとともに、コミュニケーション能力を育む。
 - 全ての教育活動を通して道徳教育、人権教育、情報モラル教育を実践し、道徳心と心の通うコミュニケーション能力を育む。
 - 全ての教職員が、いじめの形態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
 - 自己肯定感を高める学校行事、体験活動などの取り組みを推進する。（イイトコメガネ等）
 - 児童や児童会等が主体となったいじめ防止に資する活動の活性化。（たてわり活動・児童会活動・ピंकシャツデー等）
 - Y-P（横浜プログラム）アセスメントなど、学級集団のアセスメントを通して、学級集団を分析し、集団としての力をつけるためにソーシャルスキルトレーニング、グループエンカウンター、サイコ・ドラマ等の取り組みを進める。
 - 学校として特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
- ※学校として特に配慮が必要な児童には、発達障害を含む、障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、外国につながる児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童を含む。

(4) いじめの早期発見・早期対応のあり方

- いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。(年3回、6月、9月、1月)
- 児童及び保護者がいじめに係る相談をできるよう、相談体制の整備を行う。
- 二者面談月間(6月・9月・1月)を設け、全児童を対象に二者面談を実施する。
- 法第28条第1項2号の重大事態未然防止ために、日頃から欠席に関する情報を、学級担任だけではなく、管理職、児童指導や教育相談の担当、養護教諭等複数職員で組織的に把握し、対応する。
- アンケート調査や面談の記録、指導や支援の記録等は時系列で整理し、卒業後3年間保存する。
- 早期発見・早期対応をするためにもいじめを起こさせない土壌作りに力を入れる。
- 職員同士の情報共有を徹底する。
- 常に最悪の事態を想定して指導にあたる。

(5) いじめに対する措置

- 当該学校の児童がいじめを受けてるとの通報を受けたとき、および当該学校に在籍する児童がいじめを受けている疑いがあるときは、直ちに「校内いじめ防止全体委員会」の会議を緊急開催し、情報を共有する。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を教育委員会、事案によっては、関係諸機関に報告する。
- 学校で行う対処は、被害を受けた児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童の安全のために、迅速にいじめに係る行為を止めさせる。また、国の基本方針に基づく解消を判断した場合にも、同じ児童へのいじめの再発や、同じ加害者側の児童が対象を変えて同様の行為を再度行うこと等、広く再発を防ぐ視点を持ち、配慮や支援を継続的に行う。
- いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、例えば、好意から行った行為が意図とせず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童といじめを行った児童の双方の保護者に報告をする。

3 重大事態への対処

- 法第28条に定める「重大事態」に対処し、同種の事態発生を防止するため、「校内いじめ問題調査委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始する。
- 重大事態に該当するか否かの判断は、学校または教育委員会が行い、いずれかが重大事態(「疑い」を含む。)を探知したら、速やかに対処方針を共有する。
- 重大事態が発生した場合、当該学校は直ちに教育委員会に報告する。また事案によっては関係諸機関とも連携する。
- 「校内いじめ問題調査委員会」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報を提供する。